

神戸港における国際トランシップ貨物誘致事業補助金のご案内

1. 対象事業・対象者

アジア域内の港間(最初の仕出し港・最終の仕向け港)の実入りコンテナ輸送を神戸港経由で行う外航船社またはその日本代理店

※補助対象期間中に、この事業について 300TEU 以上の取り扱いを要する。

2. 補助対象期間

2025年4月1日～翌年2月末日

※積み替え前(輸入側)の船舶入港日が4月1日以降、積み替え後(輸出側)の船舶入港日が2月末日までにおいて積み替えたコンテナが対象

※ただし、2月末日までに提出された月報による報告内容までを対象とする。

3. 補助金の額

単価:10,000円/TEU 補助金の額 = 10,000円 × 実績 TEU 数 (予算の範囲内)

4. 補助金交付までの手続き・流れ

- ① 申請予定の事業者は、相談のうえ、事業を開始する1か月前を目安に正式に補助金交付申請書(様式第1号)を提出してください。
※2025年7月31日(木)までに交付決定をした場合は、4月1日以降に積み替えたコンテナ(積み替え前の船舶入港日)を対象とすることができます。この適用を受ける場合、補助金交付申請書は6月30日(月)までにご提出ください。
- ② 事業者へ補助金の交付決定を通知します[補助金交付決定通知書の送付]。
- ③ 月報(様式第11号のコンテナ明細または同等内容の任意様式)を毎月期限までに提出してください。
≪月報提出期限 対象月の翌月末日まで(2月を除く※)≫ ★今年度より期限厳守にご協力をお願いします★
※最終2月の月報は必ず2月28日(金)までに提出してください。
- ④ 神戸市から月報の内容を確認できる資料(B/L・M/Fなど)の提出を依頼しますので、対応をお願いします。
- ⑤ 補助金交付申請書の内容から変更が生じる場合は、事前にご相談ください。変更内容に応じて変更承認申請の手続きをご案内します。
特に、交付決定額からの増額については、補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)を提出し承認を受けなければ、補助金を増額することはできません。実績報告時に判明した場合は、実績TEU数の増加に関わらず、交付決定額による交付となりますので、ご注意ください。
- ⑥ 2月28日(金)までに実績報告書・2月の月報を提出してください。
- ⑦ 2月までの月報(実績)に基づき、補助金交付額を確定のうえ、3月上旬ごろに各事業者へ通知します[補助金交付額確定通知書の送付]。
※交付確定額が交付決定額(変更した場合は変更額)と同額の場合は、交付額確定通知書の送付は行いません。
- ⑧ 4～5月ごろに補助金をお支払いします。

(裏面につづく)

事業を開始する1か月前(目安) ※最終 12月15日まで	① 事前相談→補助金交付申請書の提出
申請から約30日後	② 補助金の交付決定 [補助金交付決定通知書の送付]
対象月の翌月末まで ※2月の月報は2月末日まで	③ 月報の提出 ④ [神戸市] 月報の内容を確認できる資料の提出を依頼 → [事業者] 確認(根拠)資料の提出 → [神戸市] 内容の審査
[変更が生じる見込みの場合] 変更する見込み判明次第 ※最終 翌年1月末日まで	⑤ 事前相談→(申請が必要と判断されれば)補助金交付決定内容 変更承認申請書の提出
変更承認申請から約30日後	補助金交付決定内容変更の承認 [補助金交付決定内容変更通 知書の送付]
翌年2月末日まで	⑥ 実績報告書・2月の月報の提出
翌年3月下旬	⑦ 補助金交付額の確定 [補助金交付決定通知書の送付] (交付決定額と同額の場合、通知書は省略)
翌年4~5月ごろ	⑧ 補助金のお支払い